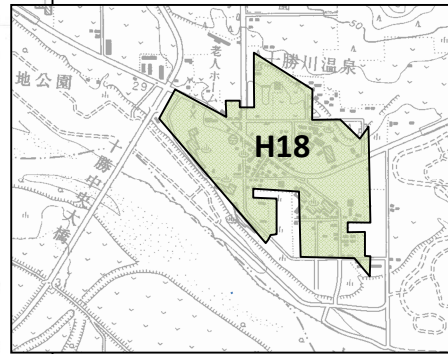
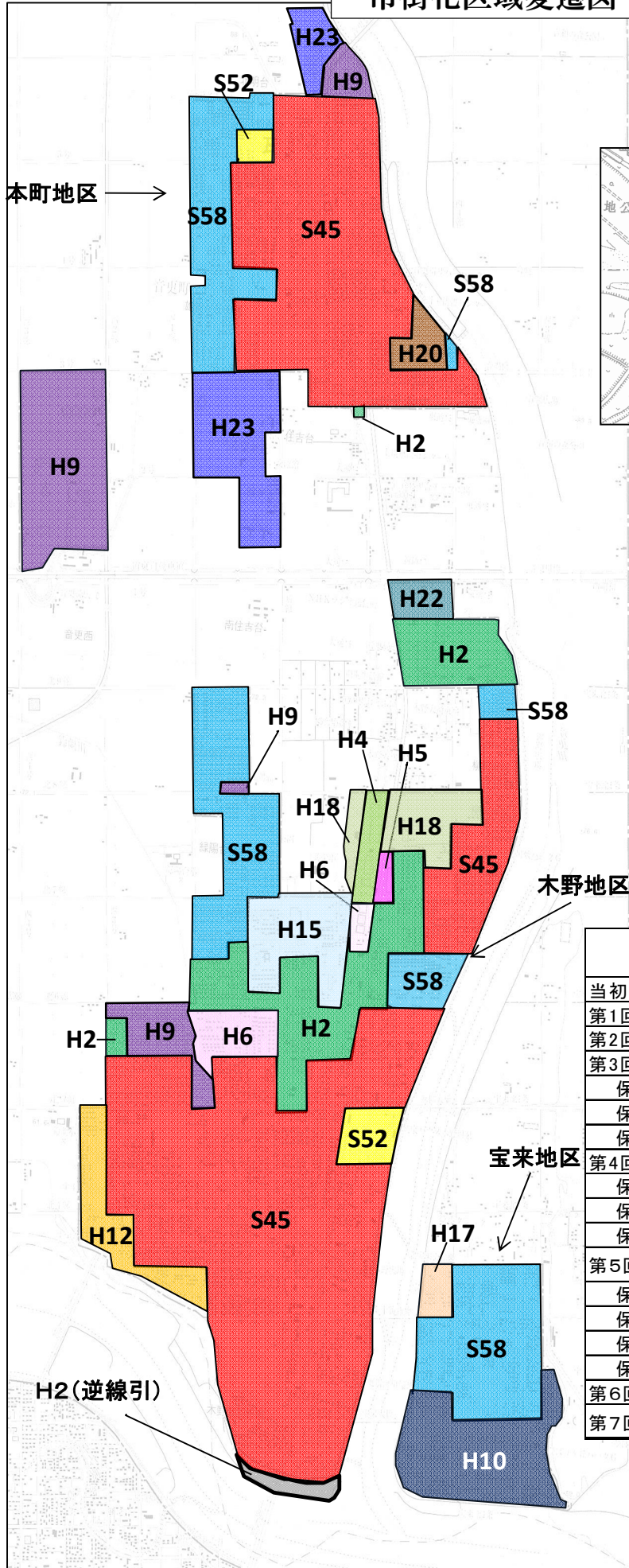


参 考

- ・市街化区域変遷図
- ・用途地域による建築物の用途制限の概要

市街化区域変遷図



区分	決定年	市街化区域面積	
		面積	増加分
当初決定	S45	481ha	—
第1回見直し	S52	495ha	14ha
第2回見直し	S58	670ha	175ha
第3回見直し	H2	748ha	78ha
保留解除	H4	756ha	8ha
保留解除	H5	759ha	3ha
保留解除	H6	778ha	19ha
第4回見直し	H9	855ha	77ha
保留解除	H10	903ha	48ha
保留解除	H12	931ha	28ha
保留解除	H15	957ha	26ha
第5回見直し	H16	見直し時に市街化区域の編入なし	
保留解除	H17	963ha	6ha
保留解除	H18	1,018ha	55ha
保留解除	H20	1,027ha	9ha
保留解除	H22	1,034ha	7ha
第6回見直し	H23	1,083ha	49ha
第7回見直し	R2	見直し時に市街化区域の編入なし	

用途地域における建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px; margin-left: 10px;"></div> 建てられない用途 <div style="margin-left: 10px;">①、②、③、▲ 面積、階数等の制限あり</div> </div>												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③ 2階以下
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	○	○	▲	■	▲ 個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独自動車車庫（附属車庫を除く）		■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	①②③については、当該敷地内にある建築物（自動車車庫を除く）の延べ面積以下でかつ下記の条件をみだすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり										
自動車車庫・倉庫等	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下
	自家用倉庫	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	②	②	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	② 作業場の床面積が150㎡以下
	危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	他に原動機・作業内容の制限あり
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
自動車修理工場		■	■	■	■	①	①	②	②	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○		
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	○	○	○		
	量が多い施設	■	■	■	■	■	■	○	○	○		

注) 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。
また、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除きます。